四半期報告書

(第13期第2四半期) 自 平成 25 年 7 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日



(E03610)

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監 査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込 んでおります。

株式会社りそなホールディングス

目 次

Fig. 1. The state of the state
表紙】
第一部 【企業情報】 … 2
第1 【企業の概況】
1 【主要な経営指標等の推移】2
2 【事業の内容】
第2 【事業の状況】6
1 【事業等のリスク】6
2 【経営上の重要な契約等】6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】6
第3 【提出会社の状況】31
1 【株式等の状況】31
2 【役員の状況】45
第4 【経理の状況】46
1 【中間連結財務諸表】47
2 【その他】86
3 【中間財務諸表】87
4 【その他】97
第一部 【提出会社の保証会社等の情報】

中間監査報告書

確認書

頁

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成25年11月27日

【四半期会計期間】 第13期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月

30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 芳賀 修

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 芳 賀 修

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社

(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

			2012年度 中間連結 会計期間	2013年度 中間連結 会計期間	2011年度	2012年度
		(自2011年 4月1日 至2011年 9月30日)	(自2012年 4月1日 至2012年 9月30日)	(自2013年 4月1日 至2013年 9月30日)	(自2011年 4月1日 至2012年 3月31日)	(自2012年 4月1日 至2013年 3月31日)
連結経常収益	百万円	453, 238	417, 509	429, 210	850, 350	832, 183
うち連結信託報酬	百万円	12, 253	10, 620	11, 876	23, 497	21, 639
連結経常利益	百万円	156, 695	135, 082	174, 398	274, 872	285, 133
連結中間純利益	百万円	128, 235	175, 688	122, 069	_	_
連結当期純利益	百万円	_	_	_	253, 662	275, 141
連結中間包括利益	百万円	106, 507	160, 015	156, 289	_	_
連結包括利益	百万円	_	_	_	300, 884	398, 602
連結純資産額	百万円	1, 647, 110	1, 949, 031	2, 193, 883	1, 843, 329	2, 189, 304
連結総資産額	百万円	42, 712, 632	42, 503, 917	43, 125, 221	43, 199, 830	43, 110, 629
1株当たり純資産額	円	285. 29	409.67	539. 32	354. 35	490. 48
1株当たり中間純利益金額	円	52. 32	71. 92	51. 47	_	_
1株当たり当期純利益金額	円	_	_	_	96. 56	105. 71
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	36. 51	48. 09	35. 81	_	_
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	_	_	_	68. 36	72. 52
自己資本比率	%	3. 62	4. 34	4. 78	4.01	4. 78
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△96, 041	△569, 010	656, 525	1, 155, 398	△538, 550
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△128, 799	518, 997	87, 463	△1, 306, 760	1, 380, 828
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△86, 571	△110, 028	△146, 344	59, 461	△195, 760
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	2, 370, 572	2, 430, 053	3, 834, 455	_	_
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	_	_	_	2, 590, 131	3, 236, 761
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	17, 136 [13, 288]	17, 218 [12, 721]	17, 003 [12, 367]	16, 881 [13, 036]	16, 826 [12, 612]
信託財産額	百万円	25, 056, 702	23, 552, 211	24, 506, 294	23, 973, 650	23, 377, 357

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計-(中間)期末新株予約権-(中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結子会社の信託 財産額を記載しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
決算年月		2011年9月	2012年9月	2013年9月	2012年3月	2013年3月
営業収益	百万円	80, 070	121, 937	128, 305	158, 322	244, 546
経常利益	百万円	76, 222	118, 768	122, 599	151, 117	237, 733
中間純利益	百万円	76, 222	118, 780	123, 317		_
当期純利益	百万円	_	_	_	151, 165	237, 832
資本金	百万円	340, 472	340, 472	50, 472	340, 472	340, 472
発行済株式総数	千株	普通株式 2,514,957 優先株式 254,520	普通株式 2,514,957 優先株式 254,520	普通株式 2,324,118 優先株式 254,520	普通株式 2,514,957 優先株式 254,520	普通株式 2,514,957 優先株式 254,520
純資産額	百万円	948, 481	1, 092, 782	1, 189, 375	1, 023, 423	1, 212, 102
総資産額	百万円	1, 309, 483	1, 397, 803	1, 575, 165	1, 350, 339	1, 519, 857
1株当たり純資産額	円	40. 99	100. 22	151. 51	64. 64	142. 10
1株当たり中間純利益金額	円	31. 10	48. 62	51. 99	_	_
1株当たり当期純利益金額	円	_	_	_	54. 74	90. 43
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	21.70	32. 51	36. 18	_	_
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	_	_	_	39. 54	62. 32
1株当たり配当額	円	普 丙優 己優 第優	普 丙優 己優 第優	普 丙優 己優 第優	普通 12.00 丙優先 68.00 己優先 185.00 已優先 185.00 第 3 年 21.38 第 4 年 392.50 第 5 年 4 年 392.50 第 6 年 4 年 327.75 6 6 年 7 8 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	普通株式 12.00 丙優先 68.00 己優先 第六 185.00 第優先 種株 21.04 第任株 992.50 第優先 4 種株 992.50 第優先 4 種株 918.75 第優先 6 年株 1227.50
自己資本比率	%	72. 43	78. 17	75. 50	1, 237. 50 75. 79	1, 237. 50 79. 75
従業員数	人	530	535	575	533	533
()).) - W # * * 7 - * * * * * * * * * * * * * * * *						1

⁽注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

^{2 1}株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

³ 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計-(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除 して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、記載事項のうち将来に関するものは、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(9)公的資金に関する事項

当社グループは、1998年3月以降、総額約3兆1,280億円(2013年10月末現在残高、総額約7,724億円)の公的資金の注入を受けたことに伴い、金融庁に対して「経営の健全化のための計画」(経営健全化計画)を提出しており、半期に一度、その進捗状況を報告しております。経営健全化計画の履行状況によっては、金融庁から業務改善命令等の措置を受け、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式については、既に普通株式への転換が可能となっております(優先株式の内容につきましては、「第一部 企業情報」「第3 提出会社の状況」をご覧下さい)。当該優先株式が普通株式に転換された場合、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構が保有する当社の普通株式については、市場売却が実施された場合、売却時の市場環境等により当社の株価に影響を与える可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ (当社及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当四半期連結累計期間の日本経済は、2012年末の政権交代を経て日本政府の政策に対する期待が高まった流れから金融市場で円安・株高が進み、製造業を中心に企業の業況感に改善が見られました。また、資産価格の上昇を通じて消費者心理も改善しました。夏場以降は改善が鈍化しましたが、設備投資動向からはこれまでの縮小傾向に底入れの兆しが伺えるなど明るい面も確認できました。

海外経済に関しては、中国経済に成長鈍化が見られ、欧州経済は中核国であるドイツを含め弱さが 残りましたが、夏場以降は次第に改善の動きも見られました。米国では雇用や消費が改善した一方、 住宅ローン金利の上昇を背景に住宅関連指標は改善が鈍化しつつあります。

金融市場では、日本銀行の金融緩和を背景に外国為替市場で円安が進み、日経平均は一時1万5,000円台まで上昇しました。同時に国内市場では個人資金の動きも活発化しました。一方、海外市

場ではFRB(米国連邦準備制度理事会)が資産買入規模の縮小を示唆したことが一時的に混乱を呼びましたが、判断は先送りとなりました。米国の長期金利は2012年度と比較して高い水準で推移しましたが、春先に上昇した国内長期金利は日本銀行による大規模な国債買入を支えに再度低下へと向かいました。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、りそな改革の断行を通じた経営の 健全化を実現するとともに、お客さま本位の経営に向けた様々な改革に挑戦することで銀行から金融サ ービス業への進化を目指してまいりました。

一方、グローバリゼーションの加速、少子高齢化の進展、資金循環構造の変化、デフレの継続等を背景に、国内金融を取り巻く事業環境の不確実性が高まるなか、こうした環境変化への対応をさらに強化すべく、2012年11月に、"2016年3月末までを新たな計画期間とする経営の健全化のための計画"を公表いたしました。

当グループは、これまでのりそな改革の基本方針を堅持しつつ、事業環境変化への適切な対応を強化することで、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位による競争力を両立する、「りそな」独自の金融サービス業としてのモデルを確立し、お客さま・地域の皆さまに最も信頼されるよう努めてまいります。

具体的には、A:[オールりそな]の発揮、C:[クロスセールス]の徹底、L:[ローコストオペレーション]の推進という経営改革のACLを継続し、2つの基本戦略(「事業領域の選択と集中」「りそなスタイルの追求」)と、4つの重点施策(「"変化"を見据えた新たな収益機会の創出と深掘り」「お客さま接点の戦略的強化」「ローコストオペレーションのさらなる加速」「持続的成長を支える強固な財務基盤の継続」)の展開により、「お客さまとの価値の共創」と「サービスの質的向上」を通じた「グループ企業価値の最大化」を目指してまいります。

-経営改革のACL-

A:「オールりそな」の発揮

お客さまにとって真に役立つ "価値" を提供するために、当グループの持つあらゆるソリューション機能・商品・サービス・人材等を有機的に結合させ、グループの総合力を発揮してまいります。

C:「クロスセールス」の徹底

お客さまの顕在・潜在ニーズを起点として、中長期的なリレーション・信頼関係のもとでお客さまの事業活動や生活シーンに寄り添い、りそなが持つソリューション機能・商品・サービスの提供等を通じて、お客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

L:「ローコストオペレーション」の推進

お客さまの目線やお客さまの利便性・安全性の向上を重視しつつ、より効率的かつ効果的なオペレーションのあり方を絶えず志向し続けることで、さらなる競争力の向上を目指してまいります。

(業績の概況)

当四半期連結累計期間における経営成績及び財政状態は、以下のとおりとなりました。

経営成績は、経常利益が1,743億円、中間純利益が1,220億円となりました。

連結粗利益が資金利益の減少等により前中間連結会計期間比52億円減少し3,124億円となりましたが、与信費用が引き続き戻入益(前中間連結会計期間比86億円の戻入増加)となったことに加え、株式等関係損益が377億円増加し200億円の利益となったため、税金等調整前中間純利益は410億円増加し1,758億円となりました。一方、税金費用等は前中間連結会計期間比947億円増加し、この結果、連結中間純利益は536億円減少し1,220億円となりました。また1株当たり中間純利益は51円47銭となっております。

当社(単体)の経営成績については、営業収益は傘下子銀行からの受取配当金の増加等により前中間会計期間比63億円増加し1,283億円、経常利益は38億円増加し1,225億円、中間純利益は45億円増加し1,233億円となりました。

財政状態については、連結総資産は前連結会計年度末比145億円増加し43兆1,252億円となりました。

資産の部では有価証券が前連結会計年度末比1,674億円減少し10兆141億円、貸出金が704億円減少 し26兆4,196億円となりました。負債の部では預金が前連結会計年度末比4,340億円減少し34兆9,508 億円となりました。純資産の部では自己株式の取得による減少があったものの、中間純利益の計上等 により前連結会計年度末比45億円増加し2兆1,938億円となりました。また信託財産残高は前連結会 計年度末比1兆1,289億円増加し24兆5,062億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除 して計算した1株当たり純資産は539円32銭となりました。

連結自己資本比率(国内基準)は15.21%となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、業務粗利益が前中間連結会計期間比50億円増加し1,336億円に、与信費用控除後業務 純益は、42億円増加し443億円となりました。

法人部門は、業務粗利益が前中間連結会計期間比11億円減少し1,414億円に、与信費用控除後業務 純益は、51億円増加し806億円となりました。

市場部門は、業務粗利益が前中間連結会計期間比1億円増加し372億円に、与信費用控除後業務純益は、0億円増加し330億円となりました。

(2013年9月末における剰余金の分配可能額について)

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めています。当社では、2013年9月30日(中間決算日)を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しておりますので、同日における分配可能額は、臨時期間純利益を反映した上で、1兆908億円となりました。

また、当社の子会社である株式会社りそな銀行の分配可能額(2013年9月30日現在)は、4,700億円であります。(臨時計算書類は作成しておりません。)

(『公的資金完済プラン』について)

イ 『公的資金完済プラン』の背景・概要

当社は、2010年11月5日に、当社の資本政策の中心を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へと転換させること等を目的とした『りそな資本再構築プラン』を策定するなど、公的資金の返済を進めてまいりました。そして、2013年5月10日に、公的資金の完済に向けた最終ステージとして、公的資金の完済と普通株主価値の向上を両立させる『公的資金完済プラン』(以下、本プランといいます。)を策定し、本プランの関連議案について、2013年6月21日開催の定時株主総会等でご承認を頂いております。

なお、本プラン策定の背景は、以下のとおりであります。

- ・可能な限り早期に、全ての公的資金を返済することが当社の社会的責務であり、その責務を全うすることにより、当社の企業価値を向上させることが可能であると確信していること。
- ・当社の資本政策の中心を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へと転換させるため、預金保険法に基づく優先株式(以下、預金保険法優先株式といいます。)に係る潜在株式数を、早期に、可能な限り減少させる必要があること。早期健全化法に基づく優先株式(以下、早期健全化法優先株式といいます。)を普通株式の市場価格変動に影響を受けることなく完済する必要があること。
- ・加えて、預金保険法に基づく普通株式(以下、預金保険法普通株式といいます。)についても処分の 方向性を明らかにすることで、株式需給の不確実性を払拭すべきであること。
- ・『りそな資本再構築プラン』策定時の想定を上回るスピードで剰余金の蓄積が進んでおり、健全性 を維持しつつ、上記の3つの課題を同時に解決する方向性をお示しすることで、全ての株主さまの 期待に応えることが可能となってきたこと。

ロ 本プランの具体的な内容および実施状況

本プランの具体的な内容および実施状況は以下のとおりであります。なお、本四半期報告書提出日現在、公的資金の残高は7,724億円(預金保険法優先株式4,500億円、預金保険法普通株式1,624億円、早期健全化法優先株式1,600億円)となっております。

- a. 預金保険法優先株式に係る公的資金の返済に向けた取組み
 - ・一部取得(2013年度中に取得額ベースで最大3,000億円)の方法により返済する予定です。なお、取得時期につきましては、国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できた時点で、実施する予定です。
 - ・残存する部分につきましては、今後の利益(剰余金)の蓄積により早期返済を目指します。
- b. 預金保険法普通株式に係る公的資金の返済に向けた取組み
 - ・2013年7月25日付けで、一部取得(取得額ベース999億円、注入額ベース992億円、取得株式数190,839,600株)及びその消却が完了し、本プランに基づく公的資金の返済を開始しました。
 - ・残存する普通株式(312,422,900株)について、2013年8月23日付けで、預金保険機構に対して、 処分の申出を行っております。なお、具体的な処分株式数、処分の方法及び処分の時期について は、市場への影響等を十分に踏まえ、今後、関係当局との間で協議を進めてまいります。
- c. 早期健全化法優先株式に係る公的資金の返済に向けた取組み
 - ・定款記載の優先株式の条件を変更し、当該優先株式の一斉取得日(普通株式への一斉転換日)を 2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延長した上で、かかる期間内において、 (その他資本剰余金を原資とする)特別優先配当により、毎年総額320億円の分割返済を実施い

たします。

- d. 普通株式に対する増配の実施予定
 - ・株主還元として、b. 記載の普通株式の一部買入消却に加えて、普通株式に対する配当を、2013年 度期末配当より、年間12円(1株当たり)から年間15円(1株当たり)に3円増配(25%増配)し、そ の後も安定配当に努める方針です。

なお、本プランの策定を機に、普通株式の発行可能種類株式総数を73億株から60億株に減少させたほか(2013年7月24日に効力発生)、資本勘定内での振替を実施することにより、公的資金の返済財源として、その他資本剰余金9,000億円を確保しております(2013年6月24日に効力発生)。

(注)上記a.~d.の取組みの前提として、2014年3月実施予定のバーゼル3国内基準において十分な自己 資本を確保します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準を意識した自己資本運 営を行います。

① 国内·海外別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内は2,124億円、海外は59億円となり、合計(相殺消去後、以下同じ)では、2,153億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ118億円、△27億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大宗を占めており、それぞれ合計では、706 億円、173億円となりました。

在 松石	#9711	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
次入海田山士	前第2四半期連結累計期間	220, 382	4, 749	2, 041	223, 089
資金運用収支	当第2四半期連結累計期間	212, 468	5, 992	3, 111	215, 350
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	246, 485	5, 695	3, 498	248, 683
プロ賞金連用収益	当第2四半期連結累計期間	235, 283	7, 175	4, 425	238, 033
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	26, 103	946	1, 456	25, 593
プロ真金神座賃用	当第2四半期連結累計期間	22, 815	1, 182	1, 314	22, 683
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	10, 620		_	10, 620
1百元年以1977	当第2四半期連結累計期間	11, 876		_	11, 876
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	61, 364	32	_	61, 396
仅伤取引守収入	当第2四半期連結累計期間	70, 585	43	△0	70, 629
うち役務取引等	前第2四半期連結累計期間	85, 060	128	15	85, 173
収益	当第2四半期連結累計期間	94, 751	161	21	94, 890
うち役務取引等	前第2四半期連結累計期間	23, 695	96	15	23, 776
費用	当第2四半期連結累計期間	24, 165	117	22	24, 261
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	9, 088		_	9, 088
特定取引収文	当第2四半期連結累計期間	△2, 763		_	△2, 763
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	10, 472		_	10, 472
プロ特定取列収益	当第2四半期連結累計期間	560		_	560
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	1, 384		_	1, 384
プロイル取り負用	当第2四半期連結累計期間	3, 324		_	3, 324
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	13, 118	432	_	13, 550
C V / I巴木/为4X X	当第2四半期連結累計期間	16, 806	571	_	17, 377
うちその他業務	前第2四半期連結累計期間	22, 144	115		22, 260
収益	当第2四半期連結累計期間	21, 588	571	_	22, 159
うちその他業務	前第2四半期連結累計期間	9, 026	△316	_	8, 709
費用	当第2四半期連結累計期間	4, 781	_	_	4, 781

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

^{2 「}相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益合計は948億円、役務取引等費用合計は242億円となり、役務取引等収支合計では706億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

括松	#80(国内	海外	相殺消去額(△)	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
②L交 時 ∃ /坎 lp →+	前第2四半期連結累計期間	85, 060	128	15	85, 173
役務取引等収益	当第2四半期連結累計期間	94, 751	161	21	94, 890
うち預金・貸出	前第2四半期連結累計期間	16, 323	21	_	16, 344
業務	当第2四半期連結累計期間	17, 602	25	_	17, 627
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	17, 414	102	_	17, 516
りり荷賀耒幣	当第2四半期連結累計期間	17, 443	133	_	17, 576
うち信託関連業務	前第2四半期連結累計期間	7, 349			7, 349
プロロ武関連未務	当第2四半期連結累計期間	7, 935		_	7, 935
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	14, 031		_	14, 031
プロ証券関連未務	当第2四半期連結累計期間	21, 260		_	21, 260
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	5, 881		_	5, 881
プラハ母未務	当第2四半期連結累計期間	6, 281			6, 281
うち保護預り・	前第2四半期連結累計期間	1, 666	0	_	1, 667
貸金庫業務	当第2四半期連結累計期間	1,636		_	1, 636
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	6, 124		_	6, 124
アの休証未務	当第2四半期連結累計期間	6, 370		_	6, 370
~	前第2四半期連結累計期間	23, 695	96	15	23, 776
汉扬以7 守复用	当第2四半期連結累計期間	24, 165	117	22	24, 261
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	4, 215	_	_	4, 215
ノり付管未伤	当第2四半期連結累計期間	4, 380	_	_	4, 380

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

^{2 「}相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第2四半期連結累計期間の特定取引収益は5億円、特定取引費用は33億円となり、すべて国内で計上しております。

经 柘	#8 0 ()	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
性学取引加光	前第2四半期連結累計期間	10, 472	_	_	10, 472
特定取引収益 	当第2四半期連結累計期間	560	_	_	560
うち商品有価証券	前第2四半期連結累計期間	824	_	_	824
収益	当第2四半期連結累計期間	252	_	_	252
うち特定取引	前第2四半期連結累計期間	_	_	_	_
有価証券収益	当第2四半期連結累計期間	_	_	_	_
うち特定金融	前第2四半期連結累計期間	9, 360	_	_	9, 360
派生商品収益	当第2四半期連結累計期間		_	_	
うちその他の	前第2四半期連結累計期間	287	_	_	287
特定取引収益	当第2四半期連結累計期間	308	_	_	308
特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	1, 384	_	_	1, 384
村	当第2四半期連結累計期間	3, 324	_	_	3, 324
うち商品有価証券	前第2四半期連結累計期間		_	_	
費用	当第2四半期連結累計期間		_	_	
うち特定取引	前第2四半期連結累計期間	1, 384	_	_	1, 384
有価証券費用	当第2四半期連結累計期間	573	_	_	573
うち特定金融	前第2四半期連結累計期間		_	_	
派生商品費用	当第2四半期連結累計期間	2, 751	_	_	2, 751
うちその他の	前第2四半期連結累計期間	_	_	_	_
特定取引費用	当第2四半期連結累計期間	_	_	_	_

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

^{2 「}相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

		国内	海外	相殺消去額(△)	合計
性织	划 別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
五人人訓	前第2四半期連結会計期間	33, 830, 585	45, 512	_	33, 876, 098
預金合計	当第2四半期連結会計期間	34, 894, 362	57, 472	977	34, 950, 856
こと 次動 州 五 人	前第2四半期連結会計期間	20, 778, 527	25, 221	_	20, 803, 748
うち流動性預金	当第2四半期連結会計期間	22, 176, 226	32, 204	_	22, 208, 430
S), whatten (a) are A	前第2四半期連結会計期間	12, 381, 921	20, 291	_	12, 402, 212
うち定期性預金	当第2四半期連結会計期間	11, 828, 959	25, 268	_	11, 854, 227
5 + 2 D/W	前第2四半期連結会計期間	670, 136	_	_	670, 136
うちその他	当第2四半期連結会計期間	889, 175	_	977	888, 198
	前第2四半期連結会計期間	1, 571, 550	_	_	1, 571, 550
譲渡性預金	当第2四半期連結会計期間	1, 367, 860	_	_	1, 367, 860
総合計	前第2四半期連結会計期間	35, 402, 135	45, 512	_	35, 447, 648
	当第2四半期連結会計期間	36, 262, 222	57, 472	977	36, 318, 716

- (注) 1 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金 定期性預金=定期預金
 - 2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。
 - 3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

WATER	前第2四半期連結	会計期間	当第2四半期連結会計期間		
業種別	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25, 848, 942	100.00	26, 336, 773	100.00	
製造業	2, 639, 288	10. 21	2, 659, 768	10. 10	
農業, 林業	12, 393	0.05	12, 395	0.05	
漁業	1, 286	0.01	1, 093	0.00	
鉱業,採石業,砂利採取業	14, 722	0.06	13, 108	0.05	
建設業	675, 737	2.61	663, 454	2. 52	
電気・ガス・熱供給・水道業	103, 093	0.40	116, 140	0. 44	
情報通信業	271, 232	1.05	253, 957	0. 96	
運輸業,郵便業	515, 515	1. 99	514, 608	1. 95	
卸売業, 小売業	2, 540, 108	9.83	2, 507, 548	9. 52	
金融業,保険業	662, 062	2. 56	610, 825	2. 32	
不動産業	2, 508, 475	9.70	2, 733, 648	10. 38	
物品賃貸業	301, 195	1. 17	311, 138	1. 18	
各種サービス業	1, 551, 357	6.00	1, 516, 049	5. 76	
国,地方公共団体	801, 768	3. 10	843, 863	3. 20	
その他	13, 250, 704	51. 26	13, 579, 174	51. 57	
海外及び特別国際金融取引勘定分	64, 552	100.00	82, 878	100.00	
政府等	_	_	_	_	
金融機関	_	_	_	_	
その他	64, 552	100.00	82, 878	100.00	
合計	25, 913, 494	_	26, 419, 651	_	

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。 2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	前第2四半期連結	会計期間	当第2四半期連結会計期間		
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
住宅ローン	12, 347, 554	47. 76	12, 689, 662	48. 18	

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

① 信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表) 資産

科目	前第2四半期退	車結会計期間	当第2四半期連結会計期間	
村日	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	57, 392	0. 24	49, 173	0. 20
有価証券	0	0.00	87	0.00
信託受益権	22, 258, 822	94. 51	23, 067, 665	94. 13
受託有価証券	5, 401	0.02	6, 712	0.03
金銭債権	343, 195	1.46	316, 701	1. 29
有形固定資産	513, 449	2. 18	474, 117	1. 93
無形固定資産	2, 138	0.01	2,004	0.01
その他債権	6, 442	0.03	6, 384	0.03
銀行勘定貸	348, 064	1. 48	567, 171	2. 31
現金預け金	17, 303	0.07	16, 274	0.07
合計	23, 552, 211	100.00	24, 506, 294	100.00

負債

科目	前第2四半期運	前第2四半期連結会計期間 当第2四		
平日	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	7, 142, 704	30. 33	7, 259, 479	29. 62
年金信託	3, 513, 307	14. 92	3, 738, 661	15. 26
財産形成給付信託	1, 079	0.01	1, 106	0.01
投資信託	11, 358, 799	48. 23	11, 963, 381	48.82
金銭信託以外の金銭の信託	309, 805	1. 31	349, 137	1. 42
有価証券の信託	97, 292	0.41	117, 703	0.48
金銭債権の信託	356, 580	1. 51	336, 465	1. 37
土地及びその定着物の信託	118, 122	0.50	114, 722	0.47
土地及びその定着物の賃借権の信託	2, 841	0.01	2,847	0.01
包括信託	651, 678	2. 77	622, 790	2.54
合計	23, 552, 211	100.00	24, 506, 294	100.00

- (注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
 - 2 共同信託他社管理財産

前第 2 四半期連結会計期間 764, 250百万円 当第 2 四半期連結会計期間 604, 199百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

坐在 日1	前第2四半期連結	i会計期間	当第2四半期連結会計期間		
業種別	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
製造業	141	0. 24	20	0.04	
農業, 林業	_	_	_	_	
漁業	_	_	_		
鉱業,採石業,砂利採取業	_	_	_		
建設業	7	0.01	_		
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_		
情報通信業	_	_	_		
運輸業,郵便業	41	0.07	36	0.07	
卸売業, 小売業	109	0. 19	85	0.18	
金融業,保険業	6,001	10.46	5, 300	10.78	
不動産業	1, 415	2. 47	1, 139	2.32	
物品賃貸業	_	_	_		
各種サービス業	15	0.03	9	0.02	
国, 地方公共団体	_	_	_	_	
その他	49, 660	86. 53	42, 581	86. 59	
合計	57, 392	100.00	49, 173	100.00	

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前第2四半期連結	i会計期間	当第2四半期連結	会計期間
	金額(百万円) 構成比(%)		金額(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	43, 367	75. 56	37, 672	76. 61

③ 元本補塡契約のある信託の運用/受入状況

金銭信託

\$1 H	前第2四半期連結	会計期間	当第2四半期連結会計期間		
科目	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
貸出金	57, 392	14. 58	49, 173	8. 23	
有価証券	_	_	_	_	
その他	336, 232	85. 42	548, 381	91. 77	
資産計	393, 624	100.00	597, 554	100.00	
元本	393, 400	99. 94	597, 338	99. 96	
債権償却準備金	172	0.05	148	0.03	
その他	51	0.01	68	0.01	
負債計	393, 624	100.00	597, 554	100.00	

- (注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。
 - 2 リスク管理債権の状況

前第2四半期連結会計期間 貸出金57,392百万円のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は1,775百万円、3ヵ月以上延滞債権額は10百万円、貸出条件緩和債権額は2,056百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は3,847百万円であります。

当第2四半期連結会計期間 貸出金49,173百万円のうち、延滞債権額は1,018百万円、貸出条件緩和債権額は1,721百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は2,739百万円であります。

なお、破綻先債権額および3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等 の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約 に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲 げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

生作のアハ	2012年9月30日	2013年9月30日	
債権の区分	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2	0	
危険債権	15	9	
要管理債権	20	17	
正常債権	535	464	

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		2012年9月30日	2013年9月30日	
	以 自		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		340, 472	50, 472
	うち非累積的永久優先株	(注1)	· —	
	新株式申込証拠金		_	_
	資本剰余金		237, 082	707, 387
	利益剰余金		1, 216, 020	1, 071, 213
	自己株式(△)		89, 866	49, 619
	自己株式申込証拠金			
	社外流出予定額(△)		_	_
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
	為替換算調整勘定		△4, 906	△2, 160
	新株予約権			
	連結子法人等の少数株主持分		100, 405	130, 637
	うち海外特別目的会社の発行する		100, 400	150, 051
基本的項目 (Tier 1)	優先出資証券		89, 228	112, 412
(/	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額(△)		_	_
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)		_	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	8, 693	7, 711
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50% 額(△)		_	_
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)		1, 790, 514	1, 900, 220
	繰延税金資産の控除金額(△)	(注2)		
		(A)	1, 790, 514	1, 900, 220
	うちステップ・アップ金利条項付の	(11)	1, 130, 511	1, 300, 220
	優先出資証券	(注3)	89, 228	112, 412
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額)	29, 227	29, 227
	一般貸倒引当金		9,654	7, 175
	適格引当金が期待損失額を上回る額		46, 523	45, 951
補完的項目	負債性資本調達手段等		582, 744	608, 954
(Tier 2)	うち永久劣後債務	(注4)	111, 343	137, 553
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注 5)	471, 401	471, 401
	プロ規模的分板関係及び規模的優先体計	(在3)	668, 149	691, 308
	うち自己資本への算入額	(D)		
		(B)	668, 149	691, 308
控除項目 自己資本額	控除項目 (注 (A)+(B)-(C)	注6) (C) (D)	5, 400	2,347
日口頁半領		(D)	2, 453, 263	2, 589, 182
	資産(オン・バランス)項目		15, 070, 275	14, 980, 874
	オフ・バランス取引等項目	(E)	1, 157, 033	944, 106
	信用リスク・アセットの額 オペレーショナル・リスク相当額に係る額	(E)	16, 227, 309	15, 924, 981
リスク・ アセット等	((G) / 8 %)	(F)	1, 099, 476	1, 089, 049
/ C / L 4	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	87, 958	87, 123
	信用リスク・アセット調整額	(H)		_
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	(I)		_
	$\ddagger((E)+(F)+(H)+(I))$	(J)	17, 326, 786	17, 014, 031
	(国内基準)=(D)/(J)×100(%)		14. 15	15. 21
(参考)Tier1比	率=(A)/(J)×100(%)		10. 33	11. 16

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
 - 2 2013年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は156,499百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は380,044百万円であります。
 - 3 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 4 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 5 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 6 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当 額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※)優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行(以下同社とする)は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率(国内基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	2015年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	2005年7月25日
配当率	2015年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、2016年7月の 配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日 とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれに も該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の 配当を行わなければならない。
強制的配当停止 (制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言 ^{(注)1} が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^{(注)3} 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止 (制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由(注)4が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出 更生事由:

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がな された場合

支払不能事由:

- ① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合
- ② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言:

監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、 または第三者に譲渡することを宣言した場合

2 同社優先株式

同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したもの。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

(財政状態及び経営成績の分析)

当中間連結会計期間の財政状態及び経営成績の状況は、以下のとおりであります。なお、本項に記載した将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性がありますので、ご留意ください。

(概要)

- ・当中間連結会計期間の中間純利益は前中間連結会計期間比536億円減少の1,220億円となりましたが、 減益の主因は、昨年度の税効果会計に係る会社例示区分の見直し影響の剥落によるものであり、当該 要因を除くと、前中間連結会計期間比365億円の増益となりました。
- ・増益の大宗は、株式等関係損益が改善した(前中間連結会計期間比377億円の増加)ことに加え、与信費用が引き続き戻入益(前中間連結会計期間比86億円の戻入増加)となったこと等によるものです。
- ・連結粗利益につきましては前中間連結会計期間比52億円減少の3,124億円となりましたが、預貸金利回り差の縮小による資金利益の減少等を、投資信託販売を中心とする役務取引等利益の増加で補完しました。
- ・不良債権残高は、前事業年度末比392億円減少し5,259億円となり、不良債権比率も0.14ポイント減の 1.91%(りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計)となりました。
- ・また、当中間連結会計期間末時点の連結自己資本比率(国内基準)は 15.21%となりました。

経営成績の概要 [連結]

	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
3, 177	3, 124	△52
2, 230	2, 153	△77
106	118	12
613	706	92
_	_	_
1, 758	△1,756	1
△68	376	444
△176	200	377
△172	△112	59
226	252	26
1, 350	1,743	393
6	31	24
$\triangle 9$	△16	△6
1, 347	1,758	410
△243	△302	△58
665	△192	△857
	△43	△30
△12		
△12 1,756	1, 220	△536
	1, 350 6 △9 1, 347 △243 665	1, 350 1, 743 6 31 \triangle 9 \triangle 16 1, 347 1, 758 \triangle 243 \triangle 302 665 \triangle 192

1 経営成績の分析

(1) 連結粗利益

- ・資金利益は、貸出金残高が前中間連結会計期間比約5,000億円増加したものの、預貸金利回り差が縮小したこと等により前中間連結会計期間比77億円減少し、2,153億円となりました。
- ・信託報酬は、前中間連結会計期間比12億円増加し、118億円となりました。
- ・役務取引等利益は、投資信託販売が好調であったこと等により前中間連結会計期間比92億円増加し、706億円となりました。
- ・以上の結果、連結粗利益は前中間連結会計期間比52億円減少し、3,124億円となりました。

(2) 営業経費

- ・営業経費は、前中間連結会計期間比ほぼ横ばいの1,756億円となりました。
- ・なお、臨時処理分を除いた2013年9月期の傘下銀行単体合算の経費については、前中間会計期間比 13億円増加し、1,677億円となりました。

経費の内訳 [傘下銀行単体合算]

	前中間会	会計期間	当中間会	計期間	増	減
	(億円)	OHR	(億円)	OHR	(億円)	OHR
経費	△1,663	57. 34%	△1,677	58.67%	△13	1.32%
うち人件費	△652	22.47%	△654	22.90%	$\triangle 2$	0.42%
うち物件費	△930	32.06%	△939	32.85%	△9	0.79%
業務粗利益(信託勘定不良債権処理前)	2, 901	100.00%	2, 858	100.00%	△42	_

⁽注) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

(3) 株式等関係損益

- ・株式等関係損益は、保有株式の減損処理に伴う損失が減少したことや、純投資株式投資信託の売却 益が増加したこと等により前中間連結会計期間比377億円増加し、200億円の利益となりました。
- ・その他有価証券で時価のある株式の残高(取得原価ベース)は、前連結会計年度末比36億円減少し3,336億円となりました。

株式等関係損益の内訳 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
株式等関係損益	△176	200	377
株式等売却益	34	205	171
株式等売却損	△33	△1	31
株式等償却	△177	$\triangle 3$	174
投資損失引当金繰入	0	0	$\triangle 0$

その他有価証券で時価のある株式 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
取得原価ベース	3, 372	3, 336	△36
時価ベース	5, 595	6, 265	669
Tier 1	18, 705	19, 002	296
取得原価/Tier 1	18. 02%	17. 55%	△0. 47%

(4) 与信関係費用

- ・一般貸倒引当金を含めた与信費用総額は、不良債権新規発生額が前年を大きく下回ったこと、お取引先の経営改善支援への取組み等により債務者区分が改善されたこと等により、前中間連結会計期間比86億円改善し、139億円の戻入益となりました。
- ・また、傘下銀行3行合算の当中間会計期間末における不良債権残高は5,259億円と着実に減少し、 不良債権比率は1%台(1.91%)に低下しました。

不良債権処理の状況 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
与信費用総額	53	139	86
信託勘定不良債権処理額	0	$\triangle 0$	△0
一般貸倒引当金純繰入額	224	177	△46
貸出金償却	△160	△103	56
個別貸倒引当金純繰入額	△66	△33	32
特定海外債権引当勘定純繰入額	0	$\triangle 0$	△0
その他不良債権処理額	△12	△8	3
償却債権取立益	68	108	40

金融再生法基準開示債権 [3行合算、元本補塡契約のある信託勘定を含む]

			前事業年度 (億円)	当中間会計期間 (億円)	増減 (億円)
破産更生債格	権及びこれらに準ず	る債権	703	618	△84
危険債権			3, 457	3, 306	△150
要管理債権			1, 490	1, 334	△156
	小計	A	5, 652	5, 259	△392
正常債権		В	268, 627	269, 127	500
	合計	A + B	274, 279	274, 387	108
	不良債権比率(注2)	2.06%	1.91%	△0.14%

⁽注1) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

(注2) 不良債権比率=A/(A+B)

2 財政状態の分析

(1) 貸出金

- ・貸出金残高は、前連結会計年度末比704億円減少して26兆4,196億円となりましたが、前中間連結会計期間比では約5,000億円の増加となりました。
- ・住宅ローン残高(傘下銀行単体合算)は、ローンプラザの休日営業拡大など、お客さまへのサービス向上・接点拡充を図ったこと等により、前事業年度末比781億円増加して12兆6,896億円となりました。
- ・業種別の内訳をみますと、製造業が2兆6,597億円、卸売業,小売業が2兆5,075億円、不動産業が2兆7,336億円などとなっております。

貸出金の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
貸出金残高 (末残)	264, 901	264, 196	△704
うち住宅ローン残高 (注)	126, 115	126, 896	781

⁽注) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

リスク管理債権の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
リスク管理債権	7, 316	6, 925	△390
破綻先債権	128	121	△7
延滞債権	4, 139	3, 913	△226
3ヵ月以上延滞債権	45	42	△3
貸出条件緩和債権	3, 001	2, 848	△152
リスク管理債権/貸出金残高(末残)	2.76%	2.62%	△0.14%

業種別等貸出金の状況 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	264, 167	263, 367	△799
うち製造業	26, 612	26, 597	△15
うち建設業	6, 909	6, 634	△275
うち卸売業, 小売業	25, 469	25, 075	△393
うち金融業,保険業	6, 464	6, 108	△356
うち不動産業	26, 666	27, 336	669
うち各種サービス業	15, 569	15, 160	△408
うち住宅ローン	126, 115	126, 896	781
海外及び特別国際金融取引勘定分	733	828	94

(2) 有価証券

- ・有価証券は、国債が減少したことなどにより、前連結会計年度末比1,674億円減少して、10兆141億円となりました。
- ・なお、その他有価証券の評価差額(時価のあるもの)は、前連結会計年度末比367億円増加し、2,948億円となっております。

有価証券残高 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
国債	75, 001	73, 707	△1, 293
地方債	6, 173	6, 393	220
社債	10, 980	9, 721	△1, 258
株式	6, 280	6, 913	632
その他の証券	3, 380	3, 405	24
合計	101, 815	100, 141	△1, 674

その他有価証券の評価差額(時価のあるもの) [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
株式	2, 222	2, 928	706
債券	283	41	△242
国債	130	△66	△197
地方債	81	55	△26
社債	71	52	△19
その他	74	△21	△96
合計	2, 580	2, 948	367

⁽注)中間連結貸借対照表中の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託 受益権を含めて記載しております。

(3) 繰延税金資産

- ・繰延税金資産の純額は、前連結会計年度比197億円減少して1,563億円となりました。
- ・なお、当社を連結親法人とした連結納税を前提に計算しております。

繰延税金資産 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
繰延税金資産合計	2, 736	2, 528	△207
うち有価証券償却否認額	8,006	7, 961	△44
うち貸倒引当金等(注)	2, 361	2, 166	△195
うち税務上の繰越欠損金	316	295	△20
うち評価性引当額	△9, 241	△9, 109	131
繰延税金負債合計	△976	△965	10
うちその他有価証券評価差額金	△632	△688	△56
うち繰延ヘッジ利益	△203	△150	53
うち退職給付信託設定益	△40	△30	10
繰延税金資産の純額	1, 760	1, 563	△197

⁽注)貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額であります。

(4) 預金

- ・預金は、法人預金の減少等により、前連結会計年度末比4,340億円減少し、34兆9,508億円となりました。
- ・譲渡性預金は、前連結会計年度末比664億円増加し、1兆3,678億円となりました。

預金・譲渡性預金残高 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
預金	353, 848	349, 508	△4, 340
うち国内個人預金 (注)	231, 914	234, 012	2, 098
うち国内法人預金 (注)	100, 721	99, 125	△1,596
譲渡性預金	13, 014	13, 678	664

⁽注) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しており、特別国際金融取引勘定を除いております。

(5) 純資産の部

・純資産の部合計は、自己株式の取得による減少があったものの、中間純利益の計上等により、前連結会計年度末比45億円増加して2兆1,938億円となりました。

純資産の部の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
純資産の部合計	21, 893	21, 938	45
うち資本金	3, 404	504	△2,900
うち資本剰余金	2, 370	7, 073	4, 703
うち利益剰余金	13, 154	10, 712	△2, 442
うちその他有価証券評価差額金	1,865	2, 176	310
うち繰延ヘッジ損益	363	269	△93
うち土地再評価差額金	412	412	_

3 連結自己資本比率(国内基準)

・連結自己資本比率(国内基準)は 15.21%、Tier 1 比率は 11.16%となりました。

なお、連結自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及び その子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断す るための基準(2006年金融庁告示第20号)」に基づき算出しております。

当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

	2013年3月31日 (億円)	2013年9月30日 (億円)	増減 (億円)
基本的項目(Tier 1)	18, 705	19, 002	296
補完的項目(Tier 2)	6, 885	6, 913	27
控除項目	49	23	△26
自己資本額	25, 541	25, 891	350
リスク・アセット等	174, 050	170, 140	△3, 910
連結自己資本比率	14. 67%	15. 21%	0. 54%
Tier 1 比率	10.74%	11.16%	0. 42%
Tier 1 に占める繰延税金資産の割合	9. 42%	8. 23%	△1.19%

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間比1 兆2,255億円収入が増加して6,565億円の収入となりました。これは主として借用金の増加等によるものです。投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間比4,315億円収入が減少し874億円の収入となりました。これは主として有価証券の売却による収入が減少したことによるものです。財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間比363億円支出が増加し1,463億円の支出となりました。これは主として自己株式の取得による支出が増加したことによるもです。これらの結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、当第2四半期連結累計期間の期首残高に比べ5,976億円増加して3兆8,344億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生 じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6, 000, 000, 000
丙種優先株式	12, 000, 000
己種優先株式	8,000,000
第3種優先株式	225, 000, 000
第4種優先株式	2, 520, 000
第5種優先株式	4, 000, 000
第6種優先株式	3, 000, 000
第一回第7種優先株式	10,000,000 (注)
第二回第7種優先株式	10,000,000 (注)
第三回第7種優先株式	10,000,000 (注)
第四回第7種優先株式	10,000,000(注)
第一回第8種優先株式	10,000,000(注)
第二回第8種優先株式	10,000,000(注)
第三回第8種優先株式	10,000,000(注)
第四回第8種優先株式	10,000,000 (注)
計	6, 274, 520, 000

⁽注) 第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとします。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2013年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2013年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2, 324, 118, 091	同左 (注) 1	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当会社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12, 000, 000	同左 (注) 1	_	単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	8, 000, 000	同左 (注) 1	_	単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	225, 000, 000	同左 (注) 1	_	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第4種優先株式	2, 520, 000	同左	_	単元株式数 100株 (注) 2、12
第5種優先株式	4, 000, 000	同左	_	単元株式数 100株 (注) 2、13
第6種優先株式	3, 000, 000	同左	_	単元株式数 100株 (注) 2、14
計	2, 578, 638, 091	同左 (注) 1	_	_

- (注) 1 「提出日現在発行数」には、2013年11月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。
 - 2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優 先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、 第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、 無配となった場合には議決権を有する)。

「預金保険法」に基づく第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

- 3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
 - (1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,501円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することもありません。なお、後記5(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
 - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通 株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

- ② 修正の頻度
 - 1年に1度(2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年1月1日)
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 引換価額の下限
 - 1,501円
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限 39,973,351株 (2013年10月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.71%)
- (4) 当会社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

当社は、預金保険機構との間で、「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」(2013年6月21日付)を締結しており、その内容は下記(1)ないし(4)のとおりであります。

(1) 公的資金の要返済残額に関する取り決め

当社が返済すべき金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく丙種優先株式および己種優先株式(以下、早期健全化法優先株式という。)に係る公的資金は総額1,600億円とし、預金保険機構はそれ以上の返済を当社に求めない。

- (2) 早期健全化法優先株式に係る公的資金の要返済額の返済方法に関する取り決め 特別優先配当として支払う配当金により返済するとともに、当社はその時々の要返済額の残額を、契約期間中いつでも返済できる。要返済額の残額とは、1,600億円から、早期健全化法優先株式につき支払われた特別優先配当金累積額の合計額を控除した額をいう。なお、株価の上昇等により返済条件が整った場合、財務の健全性および市場の安定性に留意しつつ、完済に向けて必要な手続きを行う。
- (3) 株式の売買に関する取り決め

早期健全化法優先株式について、特別優先配当が支払われている限り、第三者への譲渡を禁止する。

(4) 取得請求権の権利行使に関する取り決め

なし(取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数に変更はない)。

- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 丙種優先配当金
 - ① 丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)の合計額とする。

(イ) 基本優先配当金

1 株につき、以下の算式で定める額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)

特別優先配当金累積額:

当該優先配当の基準日までに支払われた丙種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金(以下 丙種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する)の合計額

公的資金残額:

600億円

(口) 特別優先配当金

1株につき120億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における丙種優先株式の発行済株式 総数で除した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)

② 非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額(上記に定める基本優先配当金の額)の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式 の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間

2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は1,501円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、

修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する 場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合に は引換価額を調整する。

(5) 取得条項

2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、その翌日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式(ただし、1株未満の端数は切り捨てる)となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,240円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することもありません。なお、後記8(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通 株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年7月1日)

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 引換価額の下限

3,240円

- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限 30,864,197株 (2013年10月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.32%)
- (4) 当会社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

当社は、預金保険機構との間で、「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」(2013年6月21日付)を締結しており、その内容は下記(1)ないし(4)のとおりであります。

(1) 公的資金の要返済残額に関する取り決め

当社が返済すべき金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく丙種優先株式および己種優先株式(以下、早期健全化法優先株式という。)に係る公的資金は総額1,600億円とし、預金保険機構はそれ以上の返済を当社に求めない。

- (2) 早期健全化法優先株式に係る公的資金の要返済額の返済方法に関する取り決め 特別優先配当として支払う配当金により返済するとともに、当社はその時々の要返済額の残額を、契約期間中いつでも返済できる。要返済額の残額とは、1,600億円から、早期健全化法優先株式につき支払われた特別優先配当金累積額の合計額を控除した額をいう。なお、株価の上昇等により返済条件が整った場合、財務の健全性および市場の安定性に留意しつつ、完済に向けて必要な手続きを行う。
- (3) 株式の売買に関する取り決め

早期健全化法優先株式について、特別優先配当が支払われている限り、第三者への譲渡を禁止する。

(4) 取得請求権の権利行使に関する取り決め

なし(取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数に変更はない)。

- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 己種優先配当金
 - ① 己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)との合計額とする。

(イ) 基本優先配当金

1 株につき、以下の算式で定める額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)

特別優先配当金累積額:

当該優先配当の基準日までに支払われた己種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金(以下己種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する)の合計額

公的資金残額:

1,000億円

(口) 特別優先配当金

1株につき200億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における己種優先株式の発行済株式 総数で除した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)

② 非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1 株につき己種優先配当金(上記に定める基本優先配当金の額)の額の2分の1を上限として、己種優先中 間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式 の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間

2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は3,240円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、

修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までに引換請求のなかった己種優先株式は、その翌日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式(ただし、1株未満の端数は切り捨てる)となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 9 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(2011年5月1日以降毎年5月1日)

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 引換価額の下限

154円

- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限 2,922,077,922株 (2013年10月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数225,000,000株 に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の125.72%)
- (4) 当会社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 10 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第3種優先配当金
 - ① 第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、2004年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、2004年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、2004年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に 達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式 の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間

2010年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は484円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が154円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

該当ありません。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および 第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 12 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第4種優先配当金
 - ① 第4種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を 支払う。

配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第4種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき 25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式 の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2013年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

- 13 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第5種優先配当金
 - ① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を 支払う。

配当年率は年3.675%(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に 達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき 25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式 の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および 第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2014年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

- 14 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第6種優先配当金
 - ① 第6種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を 支払う。

配当年率は年4.95%(払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第6種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき 25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式 の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および 第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2016年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年7月25日 (注)	△190, 839	2, 578, 638		50, 472	_	50, 472

⁽注) 自己株式(普通株式190,839千株)の消却

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2013年9月30日現在

		201	3年9月30日現在
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12-1 新有楽町ビルヂング内	537, 422, 900	20. 84
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	105, 555, 900	4. 09
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	91, 097, 100	3. 53
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	62, 192, 900	2. 41
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	59, 241, 900	2. 29
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京U F J 銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	39, 483, 700	1. 53
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16-13)	30, 094, 247	1. 16
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16-13)	30, 013, 140	1. 16
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京U F J 銀行)	AVENUE DES ARTS. 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	27, 926, 833	1.08
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	23, 281, 900	0.90
∄ -		1, 006, 310, 520	39. 02

- (注) 1 上記のほか、当会社が保有している自己株式が64,199,360株(2013年9月30日現在2.48%)あります。なお、 当該自己株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式6,828,400株(2013年9月30日現 在0.26%)が含まれておりません。
 - 2 株式会社整理回収機構ほか1名から2013年7月23日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が2013年7月19日現在で545,199,800株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合19.69%)を保有している旨が記載されておりますが、当会社としては、2013年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

所有議決権数別

2013年9月30日現在

		201	3年9月30日現在
氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12-1 新有楽町ビルヂング内	5, 374, 229	21.63
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1, 055, 559	4. 24
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	910, 971	3. 66
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	621, 929	2. 50
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	552, 419	2. 22
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京U F J 銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	394, 837	1.58
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16-13)	300, 942	1. 21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16-13)	300, 131	1. 20
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京U F J 銀行)	AVENUE DES ARTS. 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	279, 268	1. 12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	232, 819	0. 93
計	_	10, 023, 104	40. 35

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2013年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000	1	各種類の株式の内容 は「1 株式等の状 況」の「(1)株式の 総数等」に記載して おります。
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	
議決権制限株式(その他)	_		_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,199,300	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,258,954,500 第3種第一回優先株式 225,000,000	普通株式 22,589,545 第3種第一回優先株式 2,250,000	各種類の株式の内容 は「1 株式等の状 況」の「(1) 株式の 総数等」に記載して おります。 (注)1(注)2
単元未満株式	普通株式 964, 291	_	(注) 3
発行済株式総数	2, 578, 638, 091		_
総株主の議決権	_	24, 839, 545	_

- (注) 1 上記の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,400株 (議決権64個) および従業員持株会支援信託ESOP保有の株式6,828,400株 (議決権68,284個) が含まれております。
 - 2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が 100株 (議決権1個) あります。
 - なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
 - 3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式60株が含まれております。

② 【自己株式等】

2013年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	東京都江東区木場 一丁目5番65号	64, 199, 300	_	64, 199, 300	2. 76
=	_	64, 199, 300	_	64, 199, 300	2. 76

- (注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が 100株 (議決権 1 個) あります。
 - 2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数でありませ
 - 3 上記のほか、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式が6,828,400株あります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う 会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成し ております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年 大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、 「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2013年4月1日 至2013年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2013年4月1日 至2013年9月30日)の中 間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】 (1)【中間連結貸借対照表】

(1) 【1间是相具自从加级】		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
資産の部		
現金預け金	^{**8} 3, 386, 146	^{**8} 3, 980, 953
コールローン及び買入手形	183, 822	187, 602
買入金銭債権	376, 537	332, 092
特定取引資産	^{**8} 787, 139	^{*8} 552, 738
金銭の信託	200	197
有価証券	*1, *2, *8, *14 10, 181, 599	%1, %2, %8, %14 10, 014, 124
貸出金	%3, %4, %5, %6, %7, %8, %9 26, 490, 121	%3, %4, %5, %6, %7, %8, %9 26, 419, 651
外国為替	^{*7} 67, 782	^{*7} 67, 484
その他資産	^{**8} 876, 023	^{**8} 818, 041
有形固定資産	**10, **11 307, 328	*10, *11 307, 342
無形固定資産	43, 498	43, 399
繰延税金資産	176, 269	156, 649
支払承諾見返	539, 855	525, 697
貸倒引当金	△305, 532	△280, 613
投資損失引当金	△161	△141
資産の部合計	43, 110, 629	43, 125, 221

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
	(2013年3月31日)	(2013年9月30日)
負債の部		
預金	^{**8} 35, 384, 871	^{**8} 34, 950, 856
譲渡性預金	1, 301, 400	1, 367, 860
コールマネー及び売渡手形	250, 602	220, 163
売現先勘定	^{*8} 38, 992	^{**8} 20, 995
特定取引負債	346, 073	286, 020
借用金	***, **12 671, 869	*8, *12 1, 332, 762
外国為替	1, 463	1, 504
社債	**13 716, 429	^{*13} 691, 717
信託勘定借	448, 793	567, 171
その他負債	1, 126, 413	876, 360
賞与引当金	18, 182	10, 004
退職給付引当金	12, 940	12, 691
その他の引当金	39, 504	43, 495
繰延税金負債	240	346
再評価に係る繰延税金負債	*10 23, 690	^{**10} 23, 690
支払承諾	539, 855	525, 697
負債の部合計	40, 921, 325	40, 931, 337
- 純資産の部		
資本金	340, 472	50, 472
資本剰余金	237, 082	707, 387
利益剰余金	1, 315, 470	1,071,211
自己株式	△89, 596	△49, 619
株主資本合計	1, 803, 428	1, 779, 452
その他有価証券評価差額金	186, 573	217, 649
繰延ヘッジ損益	36, 319	26, 955
土地再評価差額金	*10 41, 260	*10 41, 260
為替換算調整勘定	$\triangle 4,350$	△2, 160
	259, 803	283, 704
少数株主持分	126, 072	130, 726
純資産の部合計	2, 189, 304	2, 193, 883
負債及び純資産の部合計	43, 110, 629	43, 125, 221

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

(単位:百万円) 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 (自 2013年4月1日 至 2012年9月30日) 至 2013年9月30日) 経常収益 417, 509 429, 210 資金運用収益 248,683 238, 033 198, 826 (うち貸出金利息) 211, 119 (うち有価証券利息配当金) 28, 707 27, 547 信託報酬 10,620 11,876 役務取引等収益 94,890 85, 173 特定取引収益 10,472560 その他業務収益 22, 260 22, 159 Ж1 **※**1 その他経常収益 40, 297 61,690 経常費用 282, 426 254, 812 25, 593 資金調達費用 22,683 (うち預金利息) 12, 449 10, 284 24, 261 役務取引等費用 23,776 特定取引費用 1,384 3, 324 4, 781 その他業務費用 8,709 営業経費 175,812 175,699 **※**2 **※**2 その他経常費用 47, 150 24, 062 経常利益 135, 082 174, 398 特別利益 675 3, 122 固定資産処分益 675 3, 122 977 1,646 特別損失 固定資産処分損 665 664 減損損失 311 982 税金等調整前中間純利益 134, 780 175,874 法人税、住民税及び事業税 24, 358 30, 221 19, 217 法人税等調整額 $\triangle 66, 562$ 法人税等合計 $\triangle 42,204$ 49, 438 少数株主損益調整前中間純利益 176, 985 126, 435 少数株主利益 1,296 4, 366 122,069 中間純利益 175,688

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	176, 985	126, 435
その他の包括利益	\triangle 16, 969	29, 853
その他有価証券評価差額金	△15, 841	31, 093
繰延ヘッジ損益	5, 000	△9, 364
為替換算調整勘定	△6, 121	8, 126
持分法適用会社に対する持分相当額		$\triangle 2$
中間包括利益	160, 015	156, 289
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	164, 560	145, 970
少数株主に係る中間包括利益	$\triangle 4,544$	10, 319

当中間期末残高

(単位:百万円) 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 (自 2013年4月1日 至 2012年9月30日) 至 2013年9月30日) 株主資本 資本金 340, 472 当期首残高 340, 472 当中間期変動額 利益剰余金から資本金への振替 320,000 資本金から剰余金への振替 △610,000 当中間期変動額合計 △290,000 50, 472 当中間期末残高 340, 472 資本剰余金 当期首残高 237,082 237, 082 当中間期変動額 自己株式の処分 $\triangle 0$ $\triangle 0$ 自己株式の消却 △139, 694 資本金から剰余金への振替 610,000 利益剰余金から資本剰余金への振替 0 当中間期変動額合計 470, 305 当中間期末残高 237, 082 707, 387 利益剰余金 当期首残高 1,086,691 1, 315, 470 当中間期変動額 剰余金の配当 △46, 404 △46, 327 中間純利益 175,688 122,069 土地再評価差額金の取崩 42 △320,000 利益剰余金から資本金への振替 利益剰余金から資本剰余金への振替 $\triangle 0$ 当中間期変動額合計 129, 327 $\triangle 244, 258$ 当中間期末残高 1, 216, 018 1,071,211 自己株式 当期首残高 △86, 849 △89, 596 当中間期変動額 $\triangle 3,447$ $\triangle 100,002$ 自己株式の取得 285 自己株式の処分 430 自己株式の消却 139,694 当中間期変動額合計 $\triangle 3,016$ 39, 977 当中間期末残高 △89,866 △49, 619 株主資本合計 当期首残高 1,577,397 1,803,428 当中間期変動額 剰余金の配当 △46, 404 △46, 327 中間純利益 175,688 122,069 自己株式の取得 △3, 447 △100, 002 自己株式の処分 429 284 土地再評価差額金の取崩 42 $\triangle 23,976$ 当中間期変動額合計 126, 310

1,703,707

1, 779, 452

	前中間連結会計期間 (自 2012年4月1日	(単位:百万円) 当中間連結会計期間 (自 2013年4月1日
	至 2012年9月30日)	(自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	92, 243	186, 573
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額) 	△15, 852	31, 075
当中間期変動額合計	△15, 852	31, 075
当中間期末残高	76, 391	217, 649
繰延へッジ損益		
当期首残高	27, 124	36, 319
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	5,000	△9, 364
当中間期変動額合計	5, 000	△9, 364
当中間期末残高	32, 125	26, 955
土地再評価差額金		
当期首残高	41, 303	41, 260
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△42	_
当中間期変動額合計	$\triangle 42$	_
当中間期末残高	41, 260	41, 260
為替換算調整勘定		
当期首残高	$\triangle 4,629$	$\triangle 4,350$
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△277	2, 189
当中間期変動額合計	△277	2, 189
当中間期末残高	△4, 906	△2, 160
その他の包括利益累計額合計	·	,
当期首残高	156, 042	259, 803
当中間期変動額	,	,
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△11, 171	23, 901
当中間期変動額合計	△11, 171	23, 901
当中間期末残高	144, 870	283, 704
→	,	,
当期首残高	109, 890	126, 072
当中間期変動額	211,111	,
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△9, 437	4, 654
当中間期変動額合計	△9, 437	4, 654
当中間期末残高	100, 453	130, 726

当中間期変動額△46, 404△46, 327東開純利益175, 688122, 069自己株式の取得△3, 447△100, 002自己株式の処分429284土地再評価差額金の取崩42-株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)△20, 60828, 555当中間期変動額合計105, 7014, 578			(単位:日月円)
当期首残高1,843,3292,189,304当中間期変動額△46,404△46,327東間純利益175,688122,069自己株式の取得△3,447△100,002自己株式の処分429284土地再評価差額金の取崩42-株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)△20,60828,555当中間期変動額合計105,7014,578		(自 2012年4月1日	(自 2013年4月1日
当中間期変動額△46, 404△46, 327東開純利益175, 688122, 069自己株式の取得△3, 447△100, 002自己株式の処分429284土地再評価差額金の取崩42-株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)△20, 60828, 555当中間期変動額合計105, 7014, 578	純資産合計		
剰余金の配当△46, 404△46, 327中間純利益175, 688122, 069自己株式の取得△3, 447△100, 002自己株式の処分429284土地再評価差額金の取崩42-株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)△20, 60828, 555当中間期変動額合計105, 7014, 578	当期首残高	1, 843, 329	2, 189, 304
中間純利益175,688122,069自己株式の取得△3,447△100,002自己株式の処分429284土地再評価差額金の取崩42-株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)△20,60828,555当中間期変動額合計105,7014,578	当中間期変動額		
自己株式の取得△3,447△100,002自己株式の処分429284土地再評価差額金の取崩42-株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)△20,60828,555当中間期変動額合計105,7014,578	剰余金の配当	△46, 404	△46, 327
自己株式の処分429284土地再評価差額金の取崩42-株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)△20,60828,555当中間期変動額合計105,7014,578	中間純利益	175, 688	122, 069
土地再評価差額金の取崩42-株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)△20,60828,555当中間期変動額合計105,7014,578	自己株式の取得	△3, 447	△100, 002
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)△20,60828,555当中間期変動額合計105,7014,578	自己株式の処分	429	284
額) 立20,000 26,555 当中間期変動額合計 105,701 4,578	土地再評価差額金の取崩	42	_
		△20, 608	28, 555
当中間期末残高	当中間期変動額合計	105, 701	4, 578
	当中間期末残高	1, 949, 031	2, 193, 883

その他

法人税等の支払額又は還付額(△は支払)

営業活動によるキャッシュ・フロー

(4)【中間座船イヤツンユ・ノロー計算音】		
		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	134, 780	175, 874
減価償却費	14, 064	13, 826
減損損失	311	982
持分法による投資損益(△は益)	$\triangle 172$	△95
貸倒引当金の増減(△)	△38, 338	△24, 918
投資損失引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 43$	△20
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 5, 575	△8, 178
退職給付引当金の増減額(△は減少)	620	△249
資金運用収益	△248, 683	△238, 033
資金調達費用	25, 593	22, 683
有価証券関係損益(△)	1, 610	△26, 300
為替差損益(△は益)	60, 874	5, 008
固定資産処分損益(△は益)	$\triangle 9$	$\triangle 2,458$
特定取引資産の純増(△)減	△93, 661	234, 400
特定取引負債の純増減(△)	73, 786	△60, 052
貸出金の純増(△)減	△130, 799	70, 469
預金の純増減(△)	△647, 506	△434, 014
譲渡性預金の純増減 (△)	233, 990	66, 460
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 (△)	300, 137	660, 892
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△14, 209	2, 887
コールローン等の純増(△)減	84, 758	40, 664
コールマネー等の純増減 (△)	△121, 386	△48, 437
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△345, 063	_
外国為替(資産)の純増(△)減	9, 027	297
外国為替(負債)の純増減(△)	△601	40
普通社債発行及び償還による増減(△)	△83	△29, 512
信託勘定借の純増減(△)	△6, 753	118, 377
資金運用による収入	253, 884	250, 614
資金調達による支出	△31, 037	△29, 504
7 0 1/2	A 77 000	A OF 700

△77, 369

 $\triangle 567,858$

 $\triangle 1, 152$

 $\triangle 569,010$

△85, 793

675, 909

△19, 384

656, 525

		()'(H, TTE)
		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	$\triangle 15, 400, 050$	△6, 831, 402
有価証券の売却による収入	14, 181, 218	5, 569, 458
有価証券の償還による収入	1, 741, 832	1, 351, 515
有形固定資産の取得による支出	△3, 849	△4, 025
有形固定資産の売却による収入	1, 212	639
無形固定資産の取得による支出	$\triangle 1,002$	△1, 373
無形固定資産の売却による収入	29	2, 732
その他	△392	△79
投資活動によるキャッシュ・フロー	518, 997	87, 463
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	44, 756	_
劣後特約付社債の償還による支出	$\triangle 105,005$	_
配当金の支払額	△46, 404	△46, 327
少数株主への配当金の支払額	△303	△396
自己株式の取得による支出	△3, 447	△100, 002
自己株式の売却による収入	375	381
財務活動によるキャッシュ・フロー	△110, 028	△146, 344
現金及び現金同等物に係る換算差額	△36	49
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△160, 078	597, 694
現金及び現金同等物の期首残高	2, 590, 131	3, 236, 761
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 2, 430, 053	*1 3, 834, 455
	-	

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社 15社

主要な会社名

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社近畿大阪銀行

(2) 非連結子会社

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- 2 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

(4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名

アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- 3 連結子会社の中間決算日等に関する事項
- (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
 - 6月末日 3社
 - 9月末日 12社
- (2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。
- 4 会計処理基準に関する事項
- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物:2年~50年 その他:2年~20年

②無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法 により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は321,905百万円(前連結会計年度末は347,767百万円)であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要 と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(10) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金

20,485百万円(前連結会計年度末 16,078百万円)

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております

信託取引損失引当金

11,230百万円(前連結会計年度末 11,233百万円)

一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補塡契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

信用保証協会負担金引当金

5,908百万円(前連結会計年度末 5,882百万円)

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

ポイント引当金

3,690百万円(前連結会計年度末 3,528百万円)

「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

利息返還損失引当金

747百万円(前連結会計年度末 832百万

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。

オフバランス取引等損失引当金

658百万円(前連結会計年度末 1,200百万円)

オフバランス取引等について、将来偶発的に発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。

(11)外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会 社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ)連結会社間取引等

銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を 行っております。

(13)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14)消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15)連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

丙種優先株式および己種優先株式に係る公的資金の要返済額

当社は、2013年6月21日、預金保険機構との間で、株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式につき返済すべき総額が1,600億円であることを確認し、その返済を当該優先株式に対する特別優先配当によって行うこと等を約する「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」を締結いたしました。

当中間連結会計期間末における丙種優先株式および己種優先株式に係る公的資金の要返済額は1,600億円であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
株式	19,349百万円	19,371百万円
出資金	2,385百万円	2,295百万円

※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
破綻先債権額	12,891百万円	12,171百万円
延滞	413.976百万円	391.318百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第 97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸 出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	4,583百万円	4,201百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります

(大田立つ) り食田水		
	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年 9 月30日)
貸出条件緩和債権額	300,169百万円	284,875百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年 9 月30日)
合計額	731,621百万円	692, 567百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度		当中間連結会計期間
(2013年3月31日)		(2013年9月30日)
	179,544百万円	147,900百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
担保に供している資産		
特定取引資産	38,985百万円	20,991百万円
有価証券	6,950,100百万円	6,814,007百万円
貸出金	258, 188百万円	245,891百万円
その他資産	3,951百万円	3,907百万円
計	7, 251, 226百万円	7,084,797百万円
担保資産に対応する債務		
預金	128,620百万円	171,859百万円
売現先勘定	38,992百万円	20,995百万円
借用金	608,045百万円	1,267,042百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
現金預け金	80百万円	80百万円
有価証券	741,870百万円	903,715百万円
その他資産	608百万円	590百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金及び敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

 ,,		
	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年 9 月30日)
先物取引差入証拠金	3,673百万円	9,191百万円
金融商品等差入担保金	71,426百万円	71,954百万円
敷金保証金	21,022百万円	20,880百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

<u> </u>		
	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
融資未実行残高	8,058,661百万円	8,113,770百万円
うち原契約期間が1年以内のも の(又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	7, 783, 860百万円	7,841,001百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業 用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に 計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(1998年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出。

※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
減価償却累計額	214,084百万円	214,555百万円

※12 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年 9 月30日)
劣後特約付借入金	37,000百万円	37,000百万円

※13 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年 9 月30日)
劣後特約付社債	601,053百万円	605,853百万円

※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保 証債務の額

前連結会計年度	当中間連結会計期間
(2013年3月31日)	(2013年9月30日)
307,813百万円	312,030百万円

15 一部の連結子会社が受託する元本補塡契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

		,
	前連結会計年度 (2013年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
	(2013年3月31日)	(2013年9月30日)
金銭信託	493, 318百万円	597,338百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

<u>てい</u> 他性前次型では、次のである。					
	前中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)			
貸倒引当金戻入益	15,786百万円	14,360百万円			
償却債権取立益	6,819百万円	10,864百万円			
株式等売却益	3,412百万円	20,557百万円			

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)
貸出金償却	16,018百万円	10,384百万円
株式等売却損	3,368百万円	172百万円
株式等償却	17,703百万円	301百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					(T) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2, 514, 957	_	_	2, 514, 957	
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	_	_	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	_	_	8,000	
第3種第一回優先株式	225, 000	_	_	225, 000	
第4種優先株式	2, 520	_	_	2, 520	
第5種優先株式	4,000	_	_	4,000	
第6種優先株式	3,000	_	_	3,000	
合計	2, 769, 477	_	_	2, 769, 477	
自己株式					
普通株式	64, 185	9, 567	1, 192	72, 560	注
合計	64, 185	9, 567	1, 192	72, 560	

(注)株式数の増加は、単元未満株式の買取3千株及び従業員持株会支援信託ESOP(以下「ESOP信託」といいます。)による当社株式の取得9,564千株であり、株式数の減少は、単元未満株式の処分0千株及びESOP信託が所有する当社株式の持株会への譲渡1,192千株であり、当中間連結会計期間末株式数には、ESOP信託が所有する当社株式8,371千株が含まれております。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2012年5月11日	普通株式	29, 409	12.00	2012年3月31日	2012年6月6日
取締役会	種類株式				
	丙種第一回優先株式	816	68.00		
	己種第一回優先株式	1, 480	185.00		
	第3種第一回優先株式	4,810	21.38		
	第4種優先株式	2, 501	992.50		
	第5種優先株式	3, 675	918. 75		
	第6種優先株式	3, 712	1, 237. 50		

当中間連結会計期間(自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

(平) 工					
	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2, 514, 957	_	190, 839	2, 324, 118	注1
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	_	_	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	_	_	8,000	
第3種第一回優先株式	225, 000	_	_	225, 000	
第4種優先株式	2, 520	_	_	2, 520	
第5種優先株式	4,000	_	_	4,000	
第6種優先株式	3,000	_	_	3,000	
合計	2, 769, 477	_	190, 839	2, 578, 638	
自己株式					
普通株式	71, 812	190, 844	191, 629	71, 027	注2
合計	71, 812	190, 844	191, 629	71, 027	

- (注) 1 株式数の減少は、2013年5月10日及び同年6月21日開催の取締役会で決議された自己株式取得枠に基づき取得した当社株式の消却190,839千株であります。
 - 2 株式数の増加は、上記自己株式取得枠に基づく当社株式の取得190,839千株及び単元未満株式の買取5千株であります。株式数の減少は、上記自己株式取得枠に基づき取得した当社株式の消却190,839千株、単元未満株式の処分0千株及びESOP信託が所有する当社株式の持株会への譲渡790千株であります。なお、当中間連結会計期間末株式数には、ESOP信託が所有する当社株式6,828千株が含まれております。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2013年5月10日	普通株式	29, 409	12.00	2013年3月31日	2013年6月5日
取締役会	種類株式				
	丙種第一回優先株式	816	68.00		
	己種第一回優先株式	1, 480	185.00		
	第3種第一回優先株式	4,734	21.04		
	第4種優先株式	2, 501	992.50		
	第5種優先株式	3, 675	918. 75		
	第6種優先株式	3, 712	1, 237. 50		

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)
現金預け金勘定	2,561,892百万円	3,980,953百万円
日本銀行以外への預け金	△131,838百万円	△146,497百万円
現金及び現金同等物	2,430,053百万円	3,834,455百万円

(リース取引関係)

(借手側)

- 1 ファイナンス・リース取引
- (1)リース資産の内容
 - (ア)有形固定資産

主として、電子計算機及び現金自動機であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウエアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4)固定 資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位·百万円)

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
1年内	3, 921	3, 825
1年超	20, 643	18, 883
合 計	24, 565	22, 708

(貸手側)

1 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
1年内	85	70
1年超	553	473
合 計	638	543

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(2013年3月31日)

			<u> (単位:日刀円)</u>
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	3, 386, 146	3, 386, 146	_
(2) コールローン及び買入手形	183, 822	183, 822	_
(3) 買入金銭債権(*1)	376, 495	377, 413	917
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	423, 196	423, 196	_
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	2, 224, 794	2, 301, 206	76, 412
その他有価証券	7, 870, 288	7, 870, 288	_
(6) 貸出金	26, 490, 121		
貸倒引当金(*1)	△271, 858		
	26, 218, 263	26, 523, 290	305, 027
(7) 外国為替(*1)	67, 782	67, 782	_
資産計	40, 750, 788	41, 133, 145	382, 357
(1) 預金	35, 384, 871	35, 387, 983	3, 112
(2) 譲渡性預金	1, 301, 400	1, 301, 400	0
(3) コールマネー及び売渡手形	250, 602	250, 602	_
(4) 売現先勘定	38, 992	38, 992	_
(5) 借用金	671, 869	673, 472	1,602
(6) 外国為替	1, 463	1, 463	_
(7) 社債	716, 429	753, 376	36, 947
(8) 信託勘定借	448, 793	448, 793	_
負債計	38, 814, 424	38, 856, 086	41, 662
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	26, 780	26, 780	_
ヘッジ会計が適用されているもの	41, 425	41, 223	△201
デリバティブ取引計	68, 206	68, 004	△201

	契約額等	時価	
その他			
債務保証契約(*3)	539, 855	△12, 722	

- (*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、 買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接 減額しております。
- (*2)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目に ついては、()で表示しております。
- (*3)債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

		(単位:百万円)		
	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額	
(1) 現金預け金	3, 980, 953	3, 980, 953		
(2) コールローン及び買入手形	187, 602	187, 602	_	
(3) 買入金銭債権(*1)	332, 052	332, 563	511	
(4) 特定取引資産				
売買目的有価証券	243, 928	243, 928	_	
(5) 有価証券				
満期保有目的の債券	2, 095, 379	2, 161, 114	65, 734	
その他有価証券	7, 837, 547	7, 837, 547	_	
(6) 貸出金	26, 419, 651			
貸倒引当金(*1)	△253, 287			
	26, 166, 364	26, 430, 117	263, 753	
(7) 外国為替(*1)	67, 484	67, 484	_	
資産計	40, 911, 312	41, 241, 311	329, 999	
(1) 預金	34, 950, 856	34, 952, 839	1, 982	
(2) 譲渡性預金	1, 367, 860	1, 367, 871	11	
(3) コールマネー及び売渡手形	220, 163	220, 163	_	
(4) 売現先勘定	20, 995	20, 995	_	
(5) 借用金	1, 332, 762	1, 334, 054	1, 291	
(6) 外国為替	1, 504	1, 504	_	
(7) 社債	691, 717	726, 161	34, 444	
(8) 信託勘定借	567, 171	567, 171	_	
負債計	39, 153, 031	39, 190, 761	37, 730	
デリバティブ取引 (*2)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	30, 173	30, 173	_	
ヘッジ会計が適用されているもの	29, 525	29, 281	△244	
デリバティブ取引計	59, 699	59, 454	△244	

	契約額等	時価	
その他			
債務保証契約(*3)	525, 697	△11,812	

- (*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、 買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から 直接減額しております。
- (*2)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目に ついては、()で表示しております。
- (*3)債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定した現 在価値を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間 (1年以内) であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者(ブローカー)から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法((6)参照)に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券(私募債を除く)は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値 又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決 算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に 近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 売現先勘定

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(8) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は 次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年 9 月30日)
①非上場株式(*1)(*2)	68, 988	65, 275
②組合出資金(*2)(*3)	17, 527	15, 922
合計	86, 516	81, 197

- (*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価 開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。
- (*2)前連結会計年度において、非上場株式について756百万円減損処理を行っております。 当中間連結会計期間において、非上場株式について68百万円、組合出資金について51百万円減損処理を 行っております。
- (*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(有価証券関係)

- ※1中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金 及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2013年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	1, 824, 193	1, 882, 306	58, 112
時価が連結貸借 対照表計上額を	地方債	390, 894	409, 083	18, 189
超えるもの	社債	5, 773	5, 893	120
	小計	2, 220, 861	2, 297, 283	76, 422
時価が連結貸借	地方債	3, 500	3, 494	△5
対照表計上額を超えないもの	社債	433	428	$\triangle 4$
	小計	3, 933	3, 923	△9
	合計	2, 224, 794	2, 301, 206	76, 412

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	1, 658, 386	1, 709, 738	51, 351
時価が中間連結	地方債	391, 975	406, 524	14, 549
貸借対照表計上 額を超えるもの	社債	6, 461	6, 563	101
	小計	2, 056, 822	2, 122, 825	66, 003
時価が中間連結	地方債	37, 594	37, 342	△252
貸借対照表計上 額を超えないも の	社債	962	946	△16
	小計	38, 557	38, 288	△268
合計		2, 095, 379	2, 161, 114	65, 734

2 その他有価証券

前連結会計年度(2013年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	513, 148	283, 453	229, 695
	債券	5, 425, 994	5, 396, 389	29, 604
連結貸借対照表	国債	4, 192, 674	4, 178, 718	13, 955
計上額が取得原	地方債	208, 278	200, 074	8, 204
価を超えるもの	社債	1, 025, 041	1, 017, 596	7, 445
	その他	162, 676	153, 556	9, 119
	小計	6, 101, 819	5, 833, 400	268, 418
	株式	46, 386	53, 803	△7, 417
	債券	1, 564, 690	1, 565, 909	△1, 219
連結貸借対照表	国債	1, 483, 239	1, 484, 137	△897
計上額が取得原 価を超えないも	地方債	14, 644	14, 666	△21
0	社債	66, 806	67, 106	△300
	その他	242, 238	243, 929	△1,690
	小計	1, 853, 315	1, 863, 642	△10, 327
合計		7, 955, 134	7, 697, 043	258, 091

⁽注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額49,616百万円) 及び組合出資金 (同15,165百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	605, 599	308, 183	297, 416
	債券	2, 875, 176	2, 860, 233	14, 942
中間連結貸借対	国債	2, 041, 890	2, 038, 656	3, 233
照表計上額が取 得原価を超える	地方債	152, 355	146, 546	5, 809
もの	社債	680, 929	675, 030	5, 899
	その他	82, 682	77, 101	5, 580
	小計	3, 563, 458	3, 245, 518	317, 939
	株式	20, 926	25, 452	△4, 525
	債券	4, 011, 721	4, 022, 534	△10, 813
中間連結貸借対	国債	3, 670, 469	3, 680, 375	△9, 905
照表計上額が取 得原価を超えな	地方債	57, 441	57, 670	△228
いもの	社債	283, 809	284, 488	△679
	その他	315, 548	323, 304	△7, 755
	小計	4, 348, 196	4, 371, 291	△23, 094
	合計	7, 911, 654	7, 616, 809	294, 844

⁽注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額45,880百万円)及び組合出資金(同13,649百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、13,770百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、242百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2013年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	200	200	_	_	_

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額(百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えるも の(百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えない もの(百万円)
その他の 金銭の信託	197	197	_	_	_

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2013年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	249, 859
その他有価証券	249, 859
その他の金銭の信託	
(△)繰延税金負債	63, 213
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	186, 646
(△)少数株主持分相当額	72
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	$\triangle 0$
その他有価証券評価差額金	186, 573

⁽注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当連結会計年度末までに損益に反映させた額8,231百万円を除いております。

	金額(百万円)
評価差額	286, 612
その他有価証券	286, 612
その他の金銭の信託	
(△)繰延税金負債	68, 872
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	217, 740
(△)少数株主持分相当額	88
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	$\triangle 2$
その他有価証券評価差額金	217, 649

⁽注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当中間連結会計期間末までに損益に反映させた額8,231百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2013年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物				
金融商品取引所	売建	9, 340	6, 997	$\triangle 0$	$\triangle 0$
10031/21	買建	42, 353	_	$\triangle 7$	△7
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	24, 187, 972	19, 634, 454	466, 246	466, 246
	受取変動・支払固定	23, 926, 124	19, 055, 995	△458, 519	△458, 519
	受取変動・支払変動	5, 666, 600	3, 766, 600	7, 524	7, 524
	キャップ				
	売建	92, 003	89, 838	$\triangle 1,527$	1, 573
店頭	買建	_	_	_	_
	フロアー				
	売建	9,000	3,000	209	△100
	買建	90, 826	84, 314	1, 951	1, 766
	スワップション				
	売建	2, 721, 000	191,000	4, 791	2, 258
	買建	1, 067, 200	311, 200	16, 586	2, 230
連結会社間	金利スワップ				
取引	受取固定・支払変動	61, 400	18,000	142	142
	合計			30, 449	23, 113

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(2013年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物				
金融商品 取引所	売建	51, 806	9, 833	$\triangle 0$	$\triangle 0$
10031/01	買建	71, 191	41, 271	14	14
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	24, 508, 404	20, 531, 559	383, 742	383, 742
	受取変動・支払固定	24, 291, 236	20, 095, 321	△366, 497	△366, 497
	受取変動・支払変動	5, 725, 000	3, 830, 000	5, 931	5, 931
	キャップ				
	売建	78, 743	75, 488	△1, 238	1, 309
店頭	買建	_	_	_	_
	フロアー				
	売建	9,000	3,000	145	△54
	買建	88, 550	81, 369	1, 691	1,516
	スワップション				
	売建	1, 308, 900	115, 400	4, 615	2, 268
	買建	1, 170, 200	190, 200	9, 406	△1, 283
連結会社間	金利スワップ				
取引	受取固定・支払変動	31, 900	15,000	333	333
	合計			31, 098	27, 279

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2013年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨スワップ	1, 981, 841	1, 619, 076	△18, 634	6, 235
	為替予約				
	売建	751, 663	145, 273	△47, 146	△47, 146
店頭	買建	1, 050, 264	428, 537	78, 960	78, 960
	通貨オプション				
	売建	1, 723, 290	935, 614	87, 231	5, 067
	買建	1, 552, 239	850, 103	70, 311	△6, 598
	合計			△3, 740	36, 518

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2013年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨スワップ	1, 749, 052	1, 476, 628	△13, 574	2, 675
	為替予約				
	売建	546, 964	150, 177	△37, 126	△37, 126
店頭	買建	914, 183	393, 775	80, 151	80, 151
	通貨オプション				
	売建	1, 531, 616	868, 876	85, 724	△4,831
	買建	1, 433, 387	817, 980	55, 434	△11, 979
	合計			△838	28, 889

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2013年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	株式指数先物				
	売建	26, 601	_	△58	△58
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	株式指数オプション				
	売建	5, 233	_	5	26
	買建	5, 000		74	8
合計				10	△24

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

当中間連結会計期間(2013年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数オプション 売建 買建	4, 575 —		11 —	11 —
合計				△11	11

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2013年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	債券先物				
	売建	14, 596	_	1	1
金融商品	買建	3, 636	_	_	_
取引所	債券先物オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	3, 997	_	22	5
	債券店頭オプション				
店頭	売建	20, 085	_	27	△18
	買建	40, 257	_	63	10
	合計			60	△0

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(2013年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
A -1 -4 H	債券先物				
金融商品取引所	売建	20, 343	_	△97	△97
10.31/21	買建	_	_	_	_
	債券店頭オプション				
店頭	売建	50, 726	_	19	2
	買建	50, 726	_	41	12
	合計			△74	△81

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2013年3月31日現在)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
百里奶奶用	金利スワップ	貸出金、預金等の			
原則的処理 方法	受取固定・支払変動	有利息の金融資	1, 780, 050	1, 725, 050	101, 594
	受取変動・支払固定	産・負債	840, 713	709, 772	△48, 857
金利スワップ	金利スワップ				
の特例処理	受取変動・支払固定	貸出金	26, 555	13, 131	△201
合計					52, 535

- (注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2013年9月30日現在)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金、預金等の 有利息の金融資 産・負債	2, 054, 367 716, 138	1, 954, 367 656, 138	80, 002 △41, 817
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	22, 001	15, 101	△244
合計					37, 941

- (注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2013年3月31日現在)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、 預金等の金融資 産・負債	270, 031	144, 935	△11, 311

- (注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、 預金等の金融資 産・負債	189, 494	144, 935	△8, 660

- (注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引 該当ありません。
 - (4) 債券関連取引 該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1)セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループでは、グループ傘下銀行3社(株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行)の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、事業承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

(2)セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

①業務粗利益

預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益(株式等売却益などのその他経常収益を除く)から経常費用(営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く)を差し引いた金額であります。

②経費

銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を 除いた金額であります。

③実勢業務純益

業務粗利益(信託勘定に係る不良債権処理額を除く)から人件費等の経費を差し引いたものであり、 銀行本来の業務活動による利益を表わしております。

④与信費用

貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等から、償却債権取立益等の与信費用戻入額を控除した与信関連費用の合計額であります。

⑤与信費用控除後業務純益

実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、市場部門で調達した資金を個人部門、法人部門で活用する場合、社内の一定のルールに基づいて算出した損益を、それぞれの部門の業績として振り分けております。

当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略 しております。

3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報 前中間連結会計期間(自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント				^ ≑ I.
	個人部門	法人部門	市場部門	計	その他	合 計
業務粗利益	128, 597	142, 568	37, 069	308, 235	△1, 691	306, 543
経費	△87, 713	△76, 230	△4, 028	△167, 972	_	△167, 972
実勢業務純益	40, 884	66, 335	33, 041	140, 261	△1, 691	138, 569
与信費用	△799	9, 174	_	8, 375	_	8, 375
与信費用控除後業務純益(計)	40, 084	75, 510	33, 041	148, 636	△1, 691	146, 945

- (注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
 - 2 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
 - 3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額1百万円(利益)を除いております。
 - 4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
 - 5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
 - 6 減価償却費は、経費に含まれております。

当中間連結会計期間(自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				7. 10 lih	A ⇒1
	個人部門	法人部門	市場部門	計	その他	合 計
業務粗利益	133, 674	141, 460	37, 235	312, 371	△1, 735	310, 635
経費	△89, 376	△75, 766	△4, 183	△169, 326	_	△169, 326
実勢業務純益	44, 298	65, 704	33, 051	143, 054	△1, 735	141, 319
与信費用	49	14, 995	_	15, 045	_	15, 045
与信費用控除後業務純益(計)	44, 348	80, 699	33, 051	158, 100	△1, 735	156, 364

- (注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
 - 2 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
 - 3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額△10百万円(損失)を除いております。
 - 4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
 - 5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
 - 6 減価償却費は、経費に含まれております。

4 報告セグメントの合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利 益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	148, 636	158, 100
「その他」の区分の損益	△1, 691	$\triangle 1,735$
与信費用以外の臨時損益	△15, 151	14, 907
特別損益	△284	△1,640
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	3, 271	6, 242
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	134, 780	175, 874

⁽注) 1 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。

² 特別損益には、減損損失等が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)

1 サービスごとの情報

当グループは、サービスに基づいてセグメントを区分しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、 記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)

1 サービスごとの情報

当グループは、サービスに基づいてセグメントを区分しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

記載すべき重要なものはありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2013年3月31日)	当中間連結会計期間 (2013年9月30日)
1株当たり純資産額	円	490. 48	539. 32
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	2, 189, 304	2, 193, 883
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	990, 991	978, 726
うち少数株主持分	百万円	126, 072	130, 726
うち優先株式	百万円	848, 000	848, 000
うち優先配当額	百万円	16, 918	_
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額	百万円	1, 198, 313	1, 215, 157
1株当たり純資産額の算定に用いられ た中間期末(期末)の普通株式の数	千株	2, 443, 144	2, 253, 090

- (注) 「1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数」については、自己名義所有株式分を 控除する他、従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式(前連結会計年度7,618千株、当中間連結会計 期間 6,828千株) を控除しております。
- 2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び 算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	71. 92	51. 47
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	175, 688	122, 069
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_
普通株式に係る中間純利益	百万円	175, 688	122, 069
普通株式の期中平均株式数	千株	2, 442, 732	2, 371, 546
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	48. 09	35. 81
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	_	_
普通株式増加数	千株	1, 210, 534	1, 036, 361
うち優先株式	千株	1, 210, 534	1, 036, 361
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間純利益金額の算 定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。

⁽注) 「普通株式の期中平均株式数」については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式(前中間連結会計期間8,038千株、当中間連結会計期間7,258千株)を控除しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】 (1)【中間貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2013年3月31日)	当中間会計期間 (2013年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	435	375
金銭の信託	200	197
有価証券	274, 800	353, 800
前払費用	6	5
繰延税金資産	120	71
未収収益	13	2
未収入金	33, 898	22, 626
未収還付法人税等	17, 631	5, 411
流動資産合計	327, 106	382, 489
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	5	5
リース資産 (純額)	4	4
有形固定資産合計	*1 10	*1 9
無形固定資産		
商標権	0	0
ソフトウエア	8	7
無形固定資産合計	9	7
投資その他の資産		
関係会社株式	1, 116, 174	1, 116, 174
関係会社長期貸付金	^{*2} 79, 500	^{*2} 79, 500
その他	1	2
投資損失引当金	$\triangle 2,945$	△3, 017
投資その他の資産合計	1, 192, 731	1, 192, 659
固定資産合計	1, 192, 750	1, 192, 676
資産合計	1, 519, 857	1, 575, 165

	前事業年度 (2013年3月31日)	当中間会計期間 (2013年9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	30, 000	_
リース債務	1	1
未払金	684	338
未払費用	645	727
未払法人税等	2, 626	1, 505
未払消費税等	45	27
賞与引当金	421	245
その他	509	586
流動負債合計	34, 933	3, 432
固定負債		
社債	80, 000	80, 000
関係会社長期借入金	192, 817	302, 354
リース債務	3	3
固定負債合計	272, 821	382, 358
負債合計	307, 754	385, 790
純資産の部	·	
株主資本		
資本金	340, 472	50, 472
資本剰余金		
資本準備金	340, 472	50, 472
その他資本剰余金	<u> </u>	760, 305
資本剰余金合計	340, 472	810, 778
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	620, 754	377, 744
利益剰余金合計	620, 754	377, 744
自己株式	△89, 596	△49, 619
株主資本合計	1, 212, 102	1, 189, 375
純資産合計	1, 212, 102	1, 189, 375
負債純資産合計	1, 519, 857	1, 575, 165

(2)【中間損益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)
営業収益		
関係会社受取配当金	118, 598	125, 248
関係会社受入手数料	2, 240	2, 162
関係会社貸付金利息	1,097	894
営業収益合計	121, 937	128, 305
営業費用		
借入金利息	1, 147	1, 079
社債利息	351	310
販売費及び一般管理費	<u>*1, *2 1, 992</u>	*1, *2 2, 047
営業費用合計	3, 491	3, 437
営業利益	118, 446	124, 868
営業外収益		
有価証券利息	32	42
受取手数料	58	55
投資損失引当金戻入額	230	——————————————————————————————————————
その他	25	13
営業外収益合計	347	110
営業外費用		
投資損失引当金繰入額	<u> </u>	71
その他	24	*3 2, 307
営業外費用合計	24	2, 379
経常利益	118, 768	122, 599
税引前中間純利益	118, 768	122, 599
法人税、住民税及び事業税	△49	△767
法人税等調整額	37	49
法人税等合計	△12	△718
中間純利益	118, 780	123, 317

(単位:百万円) 当中間会計期間 前中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日) (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日) 株主資本 資本金 340, 472 340, 472 当期首残高 当中間期変動額 利益剰余金から資本金への振替 320,000 資本金から剰余金への振替 △610,000 △290, 000 当中間期変動額合計 50, 472 当中間期末残高 340, 472 資本剰余金 資本準備金 当期首残高 340, 472 340, 472 当中間期変動額 △290,000 準備金から剰余金への振替 当中間期変動額合計 △290,000 当中間期末残高 340, 472 50, 472 その他資本剰余金 当期首残高 当中間期変動額 自己株式の処分 $\triangle 0$ $\triangle 0$ 自己株式の消却 $\triangle 139,694$ 資本金から剰余金への振替 610,000 準備金から剰余金への振替 290,000 利益剰余金から資本剰余金への振替 0 当中間期変動額合計 760, 305 当中間期末残高 760, 305 資本剰余金合計 当期首残高 340, 472 340, 472 当中間期変動額 自己株式の処分 $\triangle 0$ $\triangle 0$ $\triangle 139,694$ 自己株式の消却 資本金から剰余金への振替 610,000 利益剰余金から資本剰余金への振替 0 当中間期変動額合計 470, 305 340, 472 810,778 当中間期末残高 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 当期首残高 620, 754 429, 326 当中間期変動額 剰余金の配当 △46, 404 $\triangle 46,327$ 中間純利益 118,780 123, 317 利益剰余金から資本金への振替 △320,000 $\triangle 0$ 利益剰余金から資本剰余金への振替 72, 376 △243, 009 当中間期変動額合計 当中間期末残高 501, 702 377, 744

		(単位:百万円)
	前中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)
自己株式		
当期首残高	△86, 849	△89, 596
当中間期変動額		
自己株式の取得	$\triangle 3,447$	△100, 002
自己株式の処分	430	285
自己株式の消却		139, 694
当中間期変動額合計	△3, 016	39, 977
当中間期末残高	△89, 866	△49, 619
株主資本合計		
当期首残高	1, 023, 423	1, 212, 102
当中間期変動額		
剰余金の配当	△46, 404	△46, 327
中間純利益	118, 780	123, 317
自己株式の取得	$\triangle 3,447$	△100 , 002
自己株式の処分	429	284
当中間期変動額合計	69, 359	△22, 727
当中間期末残高	1, 092, 782	1, 189, 375
純資産合計		
当期首残高	1, 023, 423	1, 212, 102
当中間期変動額		
剰余金の配当	△46, 404	△46, 327
中間純利益	118, 780	123, 317
自己株式の取得	$\triangle 3,447$	△100, 002
自己株式の処分	429	284
当中間期変動額合計	69, 359	△22, 727
当中間期末残高	1, 092, 782	1, 189, 375

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法により行っております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

- 2 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品:2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

商標権:定額法を採用し、10年で償却しております。

ソフトウエア: 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額 法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 3 引当金の計上基準
- (1) 投資損失引当金

投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

丙種優先株式及び己種優先株式に係る公的資金の要返済額

当社は、2013年6月21日、預金保険機構との間で、株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式につき返済すべき総額が1,600億円であることを確認し、その返済を当該優先株式に対する特別優先配当によって行うこと等を約する「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」を締結いたしました。

当中間会計期間末における丙種優先株式及び己種優先株式に係る公的資金の要返済額は1,600億円であります。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2013年3月31日)	当中間会計期間 (2013年9月30日)
減価償却累計額	45百万円	46百万円

※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。

(中間損益計算書関係)

%1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)
給料・手当	1,234百万円	1,247百万円
業務委託料	183百万円	200百万円
賞与引当金繰入額	192百万円	245百万円
支払手数料	132百万円	126百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)
有形固定資産	1百万円	1百万円
無形固定資産	7百万円	2百万円

※3 営業外費用の「その他」には、その他利益剰余金の資本組入れに係る登録免許税2,240百万円が含まれております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64, 185	9, 567	1, 192	72, 560	注
合計	64, 185	9, 567	1, 192	72, 560	

(注) 株式数の増加は、単元未満株式の買取3千株及び従業員持株会支援信託ESOP(以下「ESOP信託」といいます。)による当社株式の取得9,564千株であり、株式数の減少は、単元未満株式の処分0千株及びESOP信託が所有する当社株式の持株会への譲渡1,192千株であり、当中間会計期間末株式数には、ESOP信託が所有する当社株式8,371千株が含まれております。

当中間会計期間(自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	71, 812	190, 844	191, 629	71, 027	注
合計	71, 812	190, 844	191, 629	71, 027	

(注) 株式数の増加は、2013年5月10日及び同年6月21日開催の取締役会で決議された自己株式取得枠に基づく当社株式の取得190,839千株及び単元未満株式の買取5千株であります。株式数の減少は、上記自己株式取得枠に基づき取得した当社株式の消却190,839千株、単元未満株式の処分0千株及びESOP信託が所有する当社株式の持株会への譲渡790千株であります。当中間会計期間末株式数には、ESOP信託が所有する当社株式6,828千株が含まれております。

(リース取引関係)

(借手側)

- 1 ファイナンス・リース取引
 - (1)リース資産の内容
 - (ア)有形固定資産 車両であります。
 - (2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度	当中間会計期間
	(2013年3月31日)	(2013年9月30日)
1年内	3	3
1年超	11	9
合 計	14	12

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前事業年度 (2013年3月31日)	当中間会計期間 (2013年9月30日)
子会社株式	1, 116, 174	1, 116, 174
関連会社株式	_	_
合計	1, 116, 174	1, 116, 174

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前事業年度 (2013年3月31日)	当中間会計期間 (2013年9月30日)	
1株当たり純資産額	円	142. 10	151. 51	
(算定上の基礎)				
純資産の部の合計額	百万円	1, 212, 102	1, 189, 375	
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	864, 918	848, 000	
うち優先株式	百万円	848, 000	848, 000	
うち(中間)優先配当額	百万円	16, 918	_	
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額	百万円	347, 184	341, 375	
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	2, 443, 144	2, 253, 090	

- (注) 「1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数」については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式(前事業年度7,618千株、当中間会計期間6,828千株)を控除しております。
- 2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び 算定上の基礎

		1			
		前中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)	当中間会計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)		
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	48. 62			
(算定上の基礎)					
中間純利益	百万円	118, 780	123, 317		
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_		
普通株式に係る中間純利益	百万円	118, 780	123, 317		
普通株式の期中平均株式数	千株	2, 442, 732	2, 371, 546		
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	32. 51	36. 18		
(算定上の基礎)					
中間純利益調整額	百万円	_	_		
普通株式増加数	千株	1, 210, 534	1, 036, 361		
うち優先株式	千株	1, 210, 534	1, 036, 361		
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間純利益金額の算 定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。		

⁽注) 「普通株式の期中平均株式数」については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株会支援信託ESO Pが所有する当社株式(前中間会計期間8,038千株、当中間会計期間7,258千株)を控除しております。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2013年11月25日

株式会社りそなホールディングス 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	森		茂	(FI)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木	村	充	男	(FI)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧	野	あゃ	や子	(EI)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの2013年4月1日から2014年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2013年4月1日から2013年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の2013年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2013年4月1日から2013年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2013年11月25日

株式会社りそなホールディングス 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	森		茂	(EII)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木	村	充	男	(FI)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧	野	あゃ	₽子	ED)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」 に掲げられている株式会社りそなホールディングスの2013年4月1日から2014年3月31日までの第13期事業 年度の中間会計期間(2013年4月1日から2013年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対 照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を 行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に 準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の 有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得 るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの2013年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了 する中間会計期間(2013年4月1日から2013年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示している ものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成25年11月27日

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 東 和 浩

【最高財務責任者の役職氏名】 該当ありません

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社

(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長東和浩は、当社の第13期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。